

愛知県安全なまちづくり条例 (犯罪抑止・環境浄化推進地区における事業者の責務等)

犯罪抑止・環境浄化推進地区とは？

- 公安委員会は、犯罪が多発し、風俗環境の悪化により、少年の健全育成が阻害されるおそれがあり、犯罪の防止と環境浄化を図ることが特に必要であると認められる地区を「犯罪抑止・環境浄化推進地区」に指定しています。
- 犯罪抑止・環境浄化推進地区内で事業を営む事業者等の方には、条例により、守るべき責務が課されています。(裏面参照)

【犯罪抑止・環境浄化推進地区 (愛知県安全なまちづくり条例第30条)】



名称	区域
栄犯罪抑止・環境浄化推進地区	名古屋市中区の区域のうち、錦三丁目、栄三丁目1番から15番まで及び栄四丁目の区域
名古屋駅犯罪抑止・環境浄化推進地区	名古屋市中村区の区域のうち、椿町、名駅一丁目、名駅三丁目、名駅四丁目及び名駅南一丁目の区域
松葉犯罪抑止・環境浄化推進地区	豊橋市の区域のうち、松葉町一丁目、松葉町二丁目及び広小路一丁目の区域
金山犯罪抑止・環境浄化推進地区	名古屋市中区の区域のうち、金山一丁目、金山二丁目、金山四丁目及び金山町一丁目の区域並びに名古屋市熱田区の区域のうち、金山一丁目、金山町一丁目、金山町二丁目及び波寄町の区域

歓楽街等の適正なビル管理について



犯罪抑止・環境浄化推進地区において、ビルなどを所有する不動産所有者の方には、当該不動産を適正管理する努力義務が規定されています。
(愛知県安全なまちづくり条例第32条第4項)

歓楽街等では、ビルやマンションの一室が違法営業を行う風俗営業店に繰り返し利用されるといった事例が多くみられます。

賃貸する店舗が風営法違反等で処分された場合には、不動産所有者が勧告・公表の対象となるため、不動産の適正な管理に努めてください。

推進地区において守るべき事業者の責務等



広告物等の放置防止



事業者の方は、広告用の看板、ビラ等の広告物、商品その他の物品を放置しないよう努めてください。

(条例第32条第1項第1号)

違法駐車防止



事業者の方は、従業員に対する違法駐車防止に関する指導・教育と事業用車両等の駐車場所の確保等に努めてください。

(条例第32条第1項第2号)

従業員の就労資格確認



風俗営業等を営む方は、従業員を雇用する際、その者の就労資格の有無を確認するよう努めてください。

(条例第32条第2項)

不動産の適正管理



不動産所有者は、賃貸する不動産が違法な風俗営業等に使用されることのないよう適正な管理に努めてください。

(条例第32条第4項)

- ※ 公安委員会は、これらの規定に従わない者に対し、その是正のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができます。
- ※ また、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わない場合には、その旨及び勧告内容を公表することができます。